

日立市長 殿

〒
申請者 住 所
氏 名
電 話

山側住宅団地住み替え促進リフォーム補助金交付申請書

山側住宅団地住み替え促進リフォーム補助金の交付を受けたいので、山側住宅団地住み替え促進リフォーム補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

住宅所在地	地番	日立市		団地
	住所	日立市		
申請の区分 ※当てはまるものに☑	① リフォーム後の（ <input type="checkbox"/> 売却・ <input type="checkbox"/> 賃貸・ <input type="checkbox"/> その他（ ））			外構工事 有・無
	②（ <input type="checkbox"/> 購入・ <input type="checkbox"/> 賃借・ <input type="checkbox"/> その他（ ））の後のリフォーム			
住宅所有者 ※共有名義の場合は 代表者を記入	住所			外 名
	氏名		(電話)	
リフォーム工事契約日	年 月 日			
リフォーム工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
売買／賃貸借契約日	年 月 日			
補助対象経費	円			
補助金交付申請額 (千円未満切捨て)	円			

助成の申請にあたり、以下のことを誓約します。（に☑がない場合、申請は無効です。）

- 1 納期限の到来している市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に滞納がないこと
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）でないこと
- 3 補助事業の実施に当たって、紛争等が生じた場合は、責任を持って解決し、市に対して一切の損害を与えないこと
- 4 不動産業を営む者またはこれに類する者が営利目的として所有する住宅ではないこと
- 5 対象となる住宅及び附属する工作物等については、建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合したものであること
- 6 対象となる住宅及び附属する工作物等をリフォーム工事することについて、共同所有者の場合は所有者全員の承諾を得ていること又は賃借後の工事の場合は賃貸人の承諾を得ていること
- 7 補助事業の実施に当たって、紛争等が生じた場合は、責任を持って解決し、市に対して一切の損害を与えないこと

裏面に続きます

助成の申請にあたり、以下のことに同意します。（に✓がない場合、申請は無効です。）

1 本補助金交付申請書及び添付書類審査のため、必要な事項及び内容について、関係部署及び関係機関に調査、照会、資料提供依頼及び閲覧、転写すること

【添付書類】

【共通】

- (1) 補助対象住宅のリフォーム前の写真
- (2) リフォーム工事の請負契約書の写し
- (3) リフォーム工事の見積書又は請求書の写し（内訳明細が記されたもの）
- (4) リフォーム工事の領収書等の写し
- (5) リフォーム工事の完了写真
- (6) 補助対象住宅を売却等若しくは取得又は賃貸借した場合は、売却等若しくは取得又は賃貸借に係る契約書の写し
- (7) 建築確認済証等の写し

【申請の区分が①の場合で、リフォーム工事請負契約時に日立市外に住民登録をしている場合／日立市への住民登録が1年未満の場合】

- (8) 補助対象住宅に住民登録が1年以上あったことを証明する書類（戸籍の附票等）。

【補助対象住宅が共有名義の場合】

- (9) 全ての共有者から当該住宅のリフォームについて同意を得たことがわかる書面の写し

【法人等が従業員向けの寮やシェアハウス等に用いる場合】

- (10) 居住者及び管理者名簿

【相続財産管理人、不在者財産管理人、成年後見人等】

- (11) 公的機関が発行した、補助対象住宅の所有権に関する権限を有することを証明する書類

【建築確認済証を要しない地域等】

- (12) 建築協定運営委員会への届出の写し等

【外構工事を併せて行う場合】

- (13) 外構工事に係る【共通】書類(1)～(5)

【その他】

- (14) その他市長が必要と認める書類

【注】 工事契約者と住宅の所有者が異なる場合（賃貸等の場合）は、この署名をもって、賃貸人が工事へ同意しているとみなします。